

第7期和泉市障がい福祉計画及び
第3期和泉市障がい児福祉計画
(素案)

(パブリックコメント用概要版)

障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の第88条第1項に基づく『市町村障害福祉計画』として、また、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』として策定するものです。
- ・国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、本市の障がい者施策の方向性を示す「第4次和泉市障がい者計画」に掲げる最重点施策の1つである「地域での生活基盤づくり」の推進のため、具体的な施策の推進を図るものです。施策の結果を評価するため、重点目標や成果目標を設定するとともに、サービス見込量や確保方策等を設定しています。
- ・「和泉市地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「こども・子育て応援プラン」などの関連計画との調和を保たれるようにしています。

計画策定の背景

・近年、国では「障害者総合支援法」「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律」「読書バリアフリー法」等が施行され、**すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人の権利が保障されるよう、法律や制度の整備が進められています。**

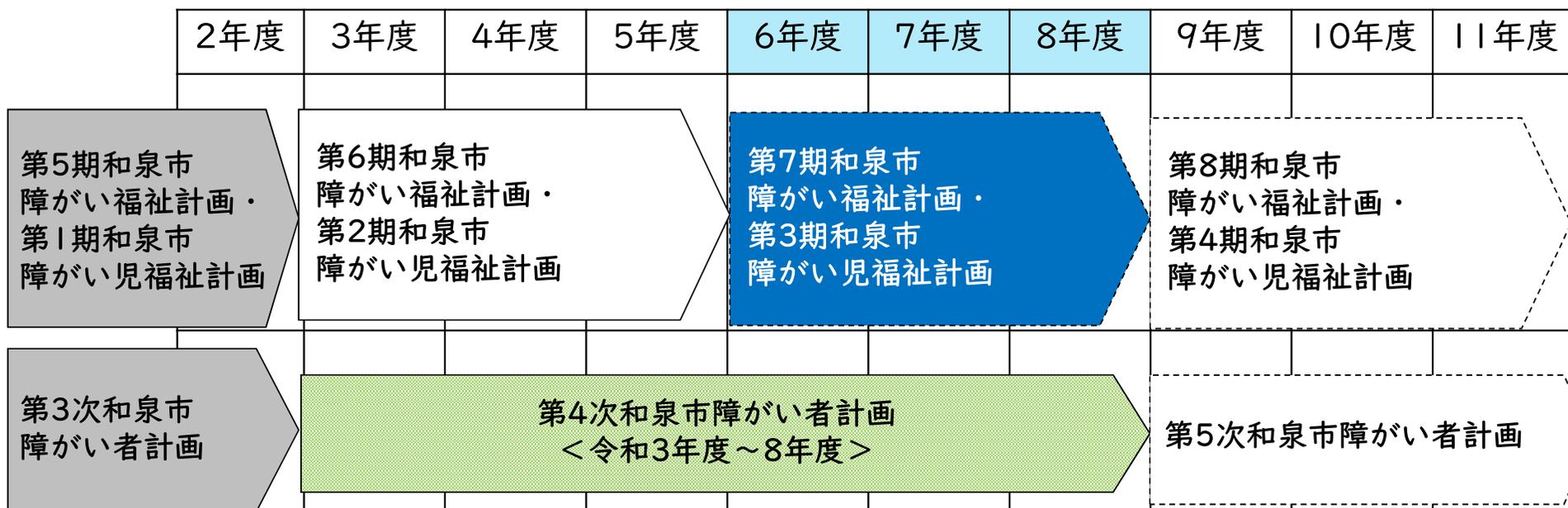
・本市ではこれまで、第4次和泉市障がい者計画の基本理念として「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」を掲げ、令和5年度を目標年度として、令和3年3月に「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」(※)を策定し、取り組みを進めてきました。

※「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」

・障がい者や高齢者、子どもを含むすべての人が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会の実現を目指した取り組みを推進するため、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援のための体制整備等に取り組みました。

計画策定の趣旨と期間

「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年後末で終了することから、これまでの計画の取り組みを引き継ぐとともに、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方等を踏まえ、令和6年度から3年間の「第7期和泉市障がい福祉計画」及び「第3期和泉市障がい児福祉計画」を策定します。



和泉市の現状

- ・本市の人口は微減傾向にありますが、障がい者手帳の所持者は年々増加しています。
- ・身体障がい者手帳の所持者は、ほぼ横ばいですが、療育手帳（知的障がい）と精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増えています。

図 人口と障がい者手帳の所持者の推移

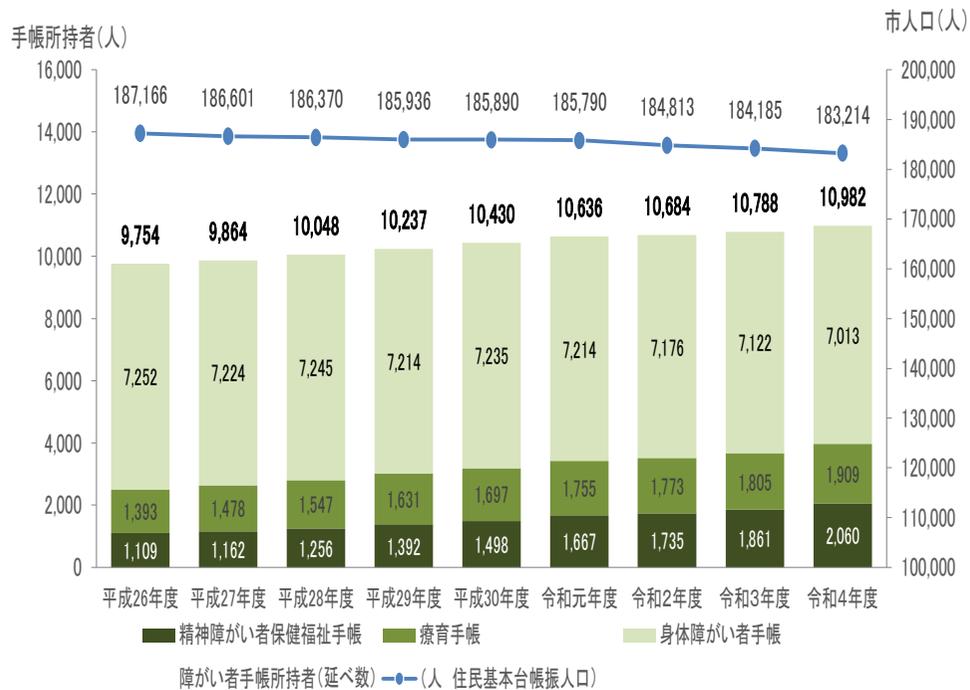
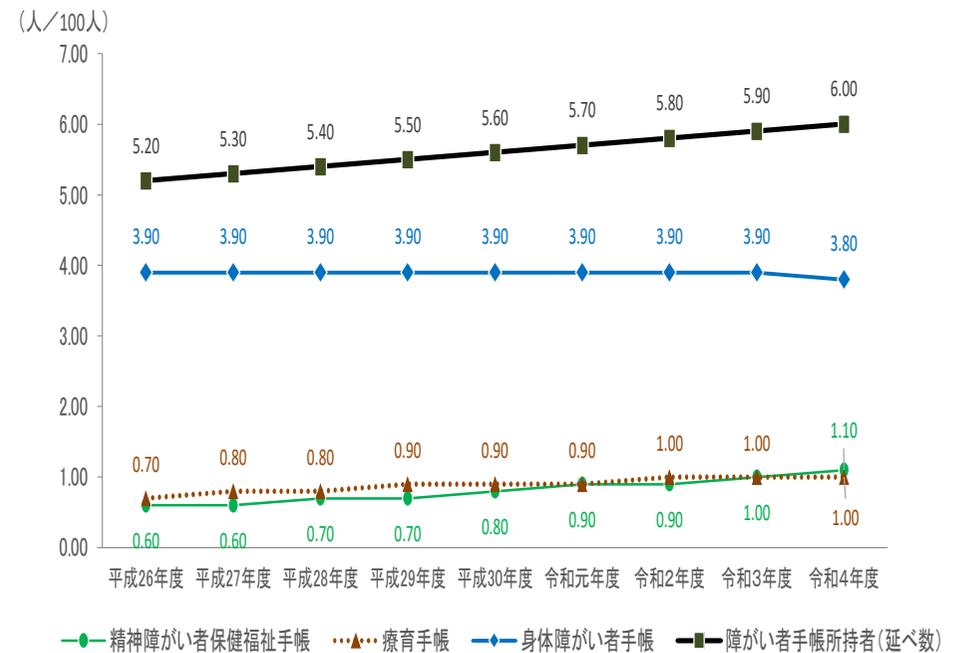


図 障がい者手帳所持者の対人口比率の推移



和泉市の課題

障がい児・者 福祉共通 の課題

- ・福祉サービスについて、新たな利用や回数増加の意向があり、サービスの量・質の充実が必要です。
- ・ほとんどの障がい児が進学や進級に際して不安を感じており、適切な情報提供、療育・教育の引き継ぎや準備等、ライフステージの節目での相談・支援が必要です。また、成人への移行にあたって切れ目のない支援ができるよう提供体制の構築が必要です。
- ・必要な情報の入手や相談ができるよう、情報発信の充実と身近な地域で相談ができるよう周知などを行う必要があります。

障がい者福祉 の課題

- ・将来の介助者の高齢化などに不安を感じる人は多く、地域で生活を継続できるように相談支援体制の充実、グループホームなどのサービス提供体制を充実する必要があります。特に強度行動障がいなどの重度の障がい者に対する支援体制は重要な課題です。
- ・精神障がいのある人への相談支援やサービス提供体制の充実が必要です。
- ・就労や働きがいに課題を感じている人は多く、就労に関する相談窓口の周知、就労支援機関等の連携体制を構築し、就労支援の充実を図る必要があります。

障がい児福祉 の課題

- ・介助者である親には、自分の時間が十分にもてないという悩みが多く、障がい児福祉については、より家族全体で捉えることが重要と考えられます。
- ・保育園・学校の先生、かかりつけの医療機関は、身近な相談者として大きな位置を占めており、保育・教育・保健医療と福祉が連携して相談・支援の充実に取り組む体制構築が必要です。

基本理念

「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」

・障がいのある人が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できるよう意思決定支援を促進するとともに、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるように支援体制の整備を進め、また、サービスに関わる人材の確保や育成等を通じて権利擁護の推進とサービスの充実を図ります。

・あわせて、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、本計画と関連計画である地域福祉計画と連携を図り、地域における包括的な支援体制を構築することで地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

基本方針・施策の方向性(第7期和泉市障がい福祉計画)

①自己決定の尊重と意思決定の支援

日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、障がい者本人の自己決定の尊重に基づく**意思決定支援**ができるよう支援します。

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、包括的な支援体制の整備を進めるため、関係部署や関係機関との**相談支援体制強化**に努めます。

障がい者が希望するひとり暮らし等の実現のため、**障がい者地域自立支援協議会の活性化**に努め、居住支援協議会等との連携に努めます。

②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が抱えるさまざまなニーズに対応するため、専門性を高めるための研修や多職種間の連携促進、利用者の安全確保など、**障がい福祉サービス提供体制の充実**に努めます。

基本方針・施策の方向性(第7期和泉市障がい福祉計画)

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応した提供体制の整備

地域生活の移行や地域定着のため、安心して暮らすことができるよう、サービス提供及び支援体制の確保に努めます。

地域生活支援拠点の機能の充実のため、関係機関の効果的な支援体制の構築・機能充実に努めます。

就労支援施設の推進により、福祉施設から一般就労への移行等の推進及びその定着に努めます。

ニーズを把握し、関係機関と連携した障がい福祉サービスの利用促進や地域課題の整理、地域資源の開発等を通じた強度行動障がいや高次脳機能障がいなどを有する障がい者等に対する支援体制整備に努めます。

基本方針・施策の方向性(第7期和泉市障がい福祉計画)

④障がい福祉人材の確保・定着、人材育成

障がい福祉サービスを安心して利用できるよう、障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実を図り、サービス提供体制の整備を促進します。

⑤障がい者の社会参加の促進

文化芸術活動に参加する機会の確保や文化芸術活動の情報収集・発信など、障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進を図ります。

障がい特性に配慮した、意思疎通支援の体制づくりの充実に努め、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に取り組みます。

基本方針・施策の方向性(第7期和泉市障がい福祉計画)

⑥権利擁護の推進及び障がい者差別のない社会づくり

障がい者虐待防止センターを設置し、24時間体制で電話・メール等による相談・通報を受け、速やかな事実確認・安全確認を行い適切に対応します。

また、事案の傾向把握や検証を通じて、必要に応じてマニュアルの見直しや相談支援事業者等への周知など、**虐待の早期発見や未然防止**に努めます。

障がい者差別のない社会の実現に向け、**障がいを理由とする差別の解消**を図るための啓発活動や研修等、取組みを進め、障がい者の住みやすいまちづくりに努めます。

重点目標(第7期和泉市障がい福祉計画)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域において自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者と協働し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を整備・運用に取り組みます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築し、一般就労への移行及び福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて取り組みます。

5 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

障がい者の自立支援に向けた体制整備に向けて相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化に取り組みます。その他、障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

施策の方針・方向性(第3期和泉市障がい児福祉計画)

障がい児の健やかな育成のための発達支援

切れ目のない効果的な障がい児福祉支援を、身近な場所で提供する地域支援体制を構築します。

こどもの成長に伴う就園・就学、進学、卒業などのライフステージの節目に合わせた保育・保健医療・教育の関係機関と連携した支援を実施します。

子どもたちが様々な機会を通じて共に過ごし共に成長すること、こども・子育て支援施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進します。

特別な支援が必要な障がい児が必要な支援を適切に受けられるよう、病院・診療所や保健所、保育所等、学校や多くの関係機関の連携のもと、総合的な支援体制を築きます。

障がい児の発達支援や家族支援を一体的に提供できるよう、相談支援の提供体制の充実・強化を図ります。

重点目標(第3期和泉市障がい児福祉計画)

障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援については、子どもの障がいの特性や家庭環境を踏まえて、児童発達支援センターを中核として、特定の分野に強みを持つ事業所や専門性を有する関係機関と連携した支援を進めるとともに、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援についても、関連分野の包括的な協議の場において課題を整理し、支援方策の検討をおこないます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進

計画の進行管理

・障がい者施策推進協議会において、P D C Aサイクルによる計画の進行管理を行い、計画において定めた成果目標や活動指標が計画どおりに進んでいるかなど分析・評価を行います。成果目標の達成に向けては、障がい者地域自立支援協議会や専門部会にて協議や取り組みを行い、障がい者の自立支援に向けた体制構築を目指します。

計画の推進

・障がい福祉サービスや相談支援体制の充実だけでなく、就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるように、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、保健、福祉、医療、就労、教育等関係機関との相互協力のもと、推進していきます。

今後のスケジュール

- ・令和6年1月 パブリックコメント実施
- ・令和6年2月下旬 和泉市障がい者施策推進協議会で最終計画案を決定
- ・令和6年4月 市民周知(ホームページ掲載等)